

入院医療の評価の在り方について

1. 現行の診療報酬上の評価の概要

一般病棟入院基本料については、看護職員配置、看護師比率及び平均在院日数の3つの基準により、評価を行っている。〔別紙1：一般病棟入院基本料の例〕

- 1) 看護職員配置……配置されている看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）の総数の入院患者数に対する割合。
（例えば、2：1は入院患者2人に対し看護職員1人を雇用。）
- 2) 看護師比率……看護職員中の看護師の比率。
- 3) 平均在院日数……直近3ヶ月間の数値から算定した平均在院日数。

2. 看護職員配置等の状況

1) 看護職員配置の状況

(1) 現行基準が示す看護職員の実質的な配置密度

- 現行の看護職員配置基準における「2：1看護」は、一般には、入院患者2人につき1人の看護職員が常に配置されていると受け止められがちであるが、実際には、看護職員を各勤務帯で均等に配置したとしても、「勤務帯当たり入院患者10人につき1人（実質10：1）」の配置しかない。
- これは、各勤務帯で実際に働く職員の配置密度が、看護職員配置基準で示される密度の5分の1に過ぎないためである。このため、入院患者や家族は、ナースコールへの応答が遅いという不満、夜はおろか昼間でも姿を見かけないが看護職員はどこで働いているのかとの疑問を持つことが多い。

<参考1>

- ① 日勤（8～16時）、準夜勤（16～24時）、深夜勤（24～8時）の3交代制勤務の場合、一日3勤務×年365日＝延べ1,095〔一年間の勤務帯の総数〕である。
- ② 一人の看護職員が一年間に働くことができるのは、225勤務帯である。
 - ・（週労働40時間×年52週）－（休暇35日×8時間）＝年労働1,800時間
 - ・年労働1,800時間÷8時間＝225〔一人の看護職員が一年間に働ける勤務帯の数〕
- ③ 上記①②より、1,095勤務帯のすべてに看護職員を配置するには、最低5人が必要である。
 - ・年間延べ1,095勤務帯÷看護職員一人当たり225勤務帯＝4.87（小数点以下切り上げ）
- ④ 以上から、例えば入院患者30人で看護職員15人（2：1看護）の病棟では、一勤務帯当たり3人（＝15人÷5）が実際に配置できる看護職員の数である。
- ⑤ これを入院患者当たりの配置密度に換算すると、30人÷3人＝10（実質10：1）となる。